

## 個人金融資産動向：2025年第3四半期 — 現預金比率が50%を18年ぶりに下回る —

大川 隼人

### ■ 要 約 ■

1. 日本銀行「資金循環統計」によれば、2025年9月末時点の個人金融資産残高は2,286兆3,350億円となり、2四半期連続で過去最高を更新した（前期比2.1%増、前年同期比4.9%増）。2025年7～9月において、堅調な株式市場を背景に、株式等が前期比7.7%増、投資信託が同8.6%増となった。一方、現金・預金は同0.4%減となり、個人金融資産残高に占める比率は2007年9月末以来18年ぶりに50%を下回った。
2. 2025年第3四半期（7～9月）中の動きを見ると、「現金・預金」は4.2兆円の資金純流出となった。その一方で、「債務証券」は11四半期連続、「投資信託」は22四半期連続の資金純流入となり、有価証券への資金のシフトは継続していると見られる。「上場株式」は株価上昇局面での利益確定売りが優勢となり資金純流出となった。
3. 自由民主党と日本維新の会は2025年12月19日、令和8（2026）年度の与党税制改正大綱を公表した。今回の大綱は、超富裕層への課税の実効性を高めつつ、家計の資産形成を後押しするという二つの方向性を併せ持つ内容となった。超富裕層へのミニマムタックスの強化によって税の垂直的公平の確保を図る一方で、NISAの対象年齢や商品の拡充等が盛り込まれた。未成年期からの「長期・積立・分散」の実践を可能にし、親や祖父母世代も含めたNISA活用を一段と促すことが期待される。また、暗号資産所得の分離課税化も盛り込まれた。
4. 政府は2026年の通常国会にて税制改正法案の成立を目指すことになるが、参議院が少数与党であること等を踏まえると、法案審議も含めた今後の動向には留意が必要である。

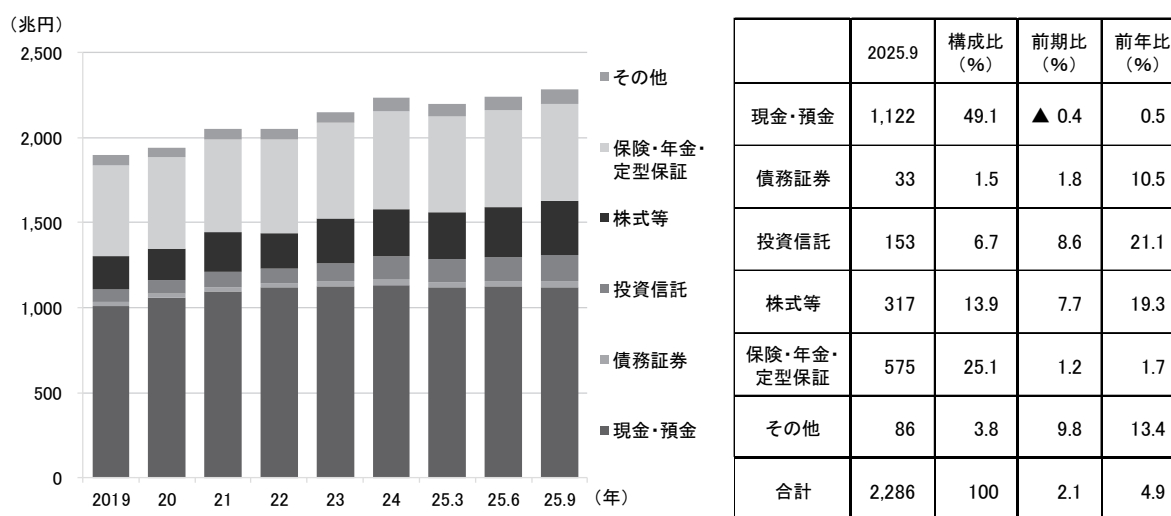
野村資本市場研究所 関連論文等

- ・大川隼人「個人金融資産動向：2025年第2四半期—株式市場の回復を背景に2四半期ぶり過去最高—」『野村資本市場クォーターリー』2025年秋号。
- ・宮本佐知子「新型コロナ禍の下で改めて注目が集まるジュニアNISA」『野村資本市場クォーターリー』『野村資本市場クォーターリー』2021年秋号。

## I 資金循環統計から見る個人金融資産の概況

2025年12月17日公表の日本銀行「資金循環統計（速報）（2025年第3四半期）」によると、2025年9月末時点の個人金融資産残高は2,286兆3,350億円となり、2四半期連続で過去最高を更新した（前期比2.1%増、前年同期比4.9%増）。2025年7～9月において、株式市場の堅調を背景に、株式等が前期比7.7%増、投資信託が同8.6%増となった（図表1）。一方、現金・預金は同0.4%減となり、個人金融資産残高に占める比率は2007年9月末以来18年ぶりに50%を下回った。

図表1 個人金融資産残高の内訳（2025年9月末）



(注) 1. 2019～2024年は各年末の値。  
2. 表は四捨五入した値を表示。  
(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

## II 主な金融資産を巡る動向

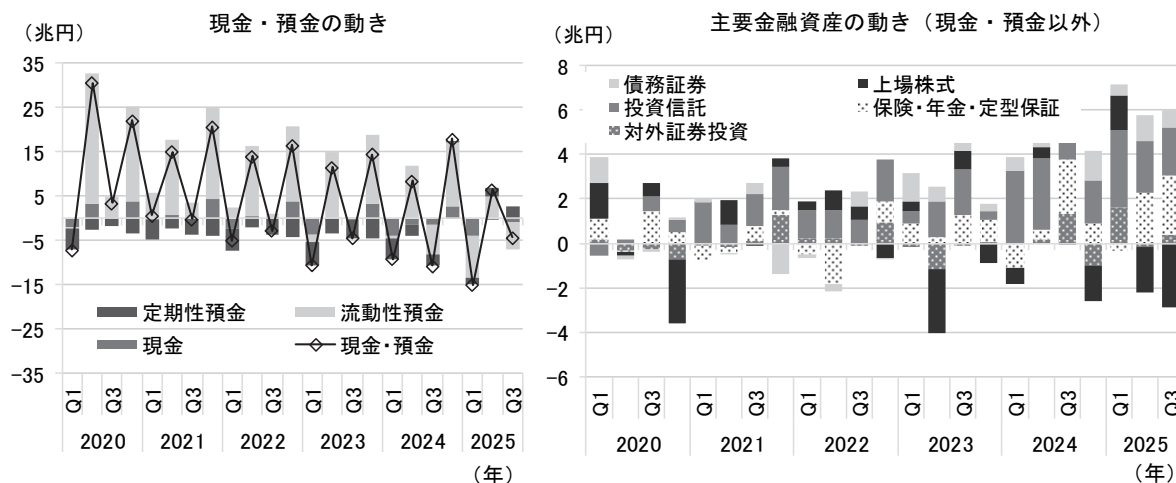
図表2は、四半期ごとの主な金融資産の純流出入（フロー）の動きを示している。2025年第3四半期（7～9月期）を中心とする足元の動向は以下の通りである。

### 1. 現金・預金：純流出も、定期預金への流入は継続

2025年第3四半期の「現金・預金」は4.2兆円の資金純流出となった。背景には、インフレによる家計支出の増加と、現金の実質価値の目減りを懸念した定期預金や有価証券への資金シフトがあると考えられる。消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合）は、2025年5月の前年同月比+3.7%をピークに下落傾向にあるものの、依然として3.0%前後

で推移している<sup>1</sup>。また、「定期性預金」は2.7兆円の純流入となり、前期に2011年4～6月期以来14年ぶりの規模となる2.1兆円の流入を記録したのに続き、2四半期連続の流入となった。利上げに伴う定期預金金利の上昇が要因と見られる。

図表2 主な金融資産における資金純流出入（四半期ベース）



(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

## 2. 債務証券：11四半期連続の純流入

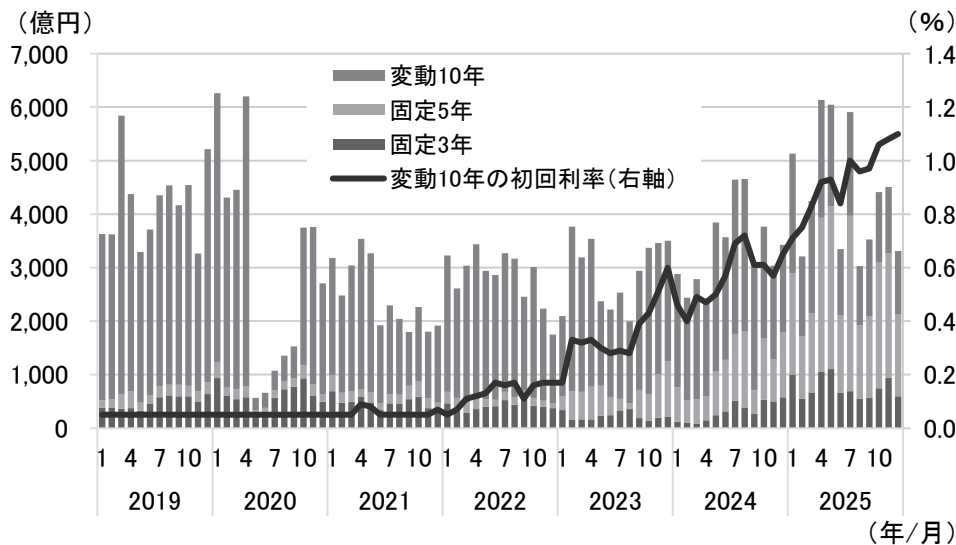
2025年第3四半期の債務証券は7,242億円の資金純流入となり、11四半期連続の純流入となった。個人が保有する債務証券残高のうち、約5割を占める「国債」は7,243億円の資金純流入となり、個人向け国債の初回適用利率の上昇が、引き続き個人投資家の関心を集めていると見られる。2025年6月募集（7月発行）の変動10年国債（第183回）の初回適用利率は1.00%となった（図表3）。初回適用利率が1%に達したのは、2007年以來17年ぶりであった。

債務証券残高のうち、約3割を占める「事業債」は3,445億円の資金純流入であった。2022年までは個人が保有する事業債残高は横ばいとなっていたが、市場金利の上昇を背景に、2023年から残高を増やしている（図表4）。また、ロンドン証券取引所グループ（LSEG）のデータによれば、2025年1～9月（払込日ベース）の個人向け社債の発行額は1兆8,787億円となり、2024年と同水準の発行ペースで推移している（図表5）<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 総務省「消費者物価指数（全国 2025年10月分）」2025年11月21日。

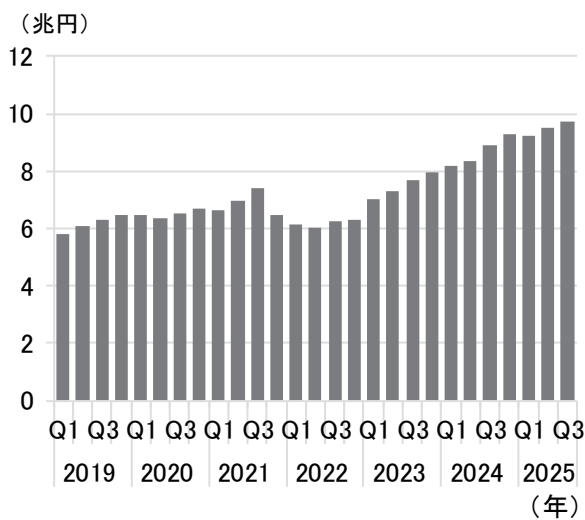
<sup>2</sup> LSEGがリテール向けと分類した円建て社債の発行金額の合計。

図表3 個人向け国債の販売額と利率の推移



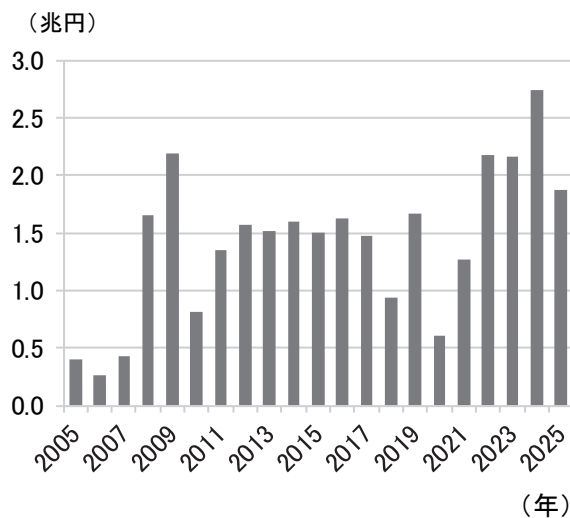
(注) データは2025年12月までを表示。  
 (出所) 財務省より野村資本市場研究所作成

図表4 個人が保有する事業債残高



(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

図表5 個人向け社債の発行金額の推移



(注) 1. LSEG がリテール向けと分類した円建て債券の発行金額の合計。  
 2. 払込日ベース、暦年ベース。2025年は1~9月の金額。  
 (出所) LSEG より野村資本市場研究所作成

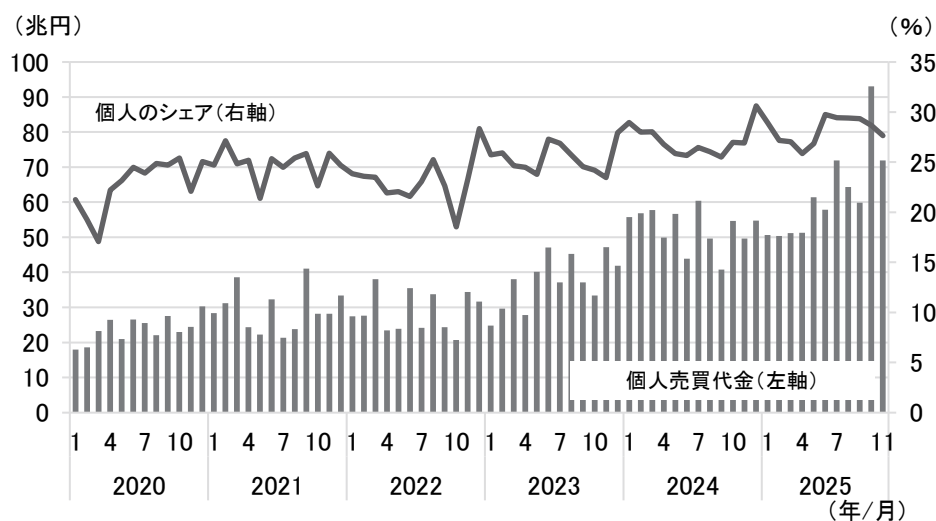
### 3. 上場株式：純流出、利益確定の売りが継続

2025年第3四半期の「上場株式」は2兆8,928億円の純流出となった。2025年7～9月においては、日経平均株価が8月12日に約1年1か月ぶりに史上最高値を更新するなど、一貫して上昇基調となったことで利益確定の売りが優勢となった。

株式市場（東京・名古屋証券取引所）における個人部門の株式売買状況を見ると、月間売買代金の平均は、2022年は28.8兆円、2023年は37.4兆円、2024年は52.6兆円、2025年1～11月は62.1兆円と増加してきている（図表6）。売買代金で見る個人部門の市場シェアは、2022年は23.1%、2023年は25.3%、2024年は27.1%、2025年1～11月は28.2%と上昇してきており、個人投資家の存在感は高まっていると言えよう。

また、個人部門の株式売買差額を見ると、2025年7～9月は一貫して売り越しとなり、累計で2兆7,545億円の売り越しとなった（図表7）。同年4月上旬以降の株価上昇局面に合わせた利益確定の売りが継続しており、5月から11月まで7か月連続の売り越しとなった。

図表6 株式市場における個人部門の売買状況



- (注) 1. 二市場（東京証券取引所と名古屋証券取引所）の合計。  
 2. 個人のシェアは委託合計額に占める割合。現金と信用取引の合計。  
 3. データは2025年11月までを表示。

(出所) 日本取引所グループより野村資本市場研究所作成

図表 7 投資部門別の株式売買状況

(単位:億円)

	個人	法人							海外投資家	証券自己
		投資信託	事業法人	その他法人等	金融機関					
					生保・損保	都銀・地銀等	信託銀行	その他金融機関		
2021年	2,812	▲ 12,082	15,520	2,385	▲ 4,623	▲ 7,846	▲ 22,826	▲ 1,250	3,433	24,541
2022年	11,774	▲ 1,222	51,892	3,227	▲ 7,100	▲ 9,456	▲ 3,877	▲ 717	▲ 22,501	▲ 18,160
2023年	▲ 29,193	▲ 10,029	49,012	6,540	▲ 5,661	▲ 9,319	▲ 60,173	▲ 5,822	31,215	35,925
2024年	▲ 20,139	▲ 11,121	78,842	8,124	▲ 13,395	▲ 12,045	▲ 37,694	▲ 2,024	1,541	9,830
2025年(1~11月)	▲ 35,918	▲ 16,619	97,877	6,341	▲ 21,744	▲ 13,812	▲ 63,523	▲ 1,888	56,889	▲ 22,517
2025年1月	8,629	▲ 1,125	8,813	924	▲ 811	▲ 1,251	▲ 7,869	▲ 152	4,167	▲ 13,497
2025年2月	10,824	739	8,379	737	▲ 1,317	▲ 1,594	▲ 777	10	▲ 9,397	▲ 7,593
2025年3月	▲ 5,575	▲ 1,368	3,346	362	▲ 636	▲ 805	▲ 4,775	362	▲ 14,907	201
2025年4月	178	3,337	9,400	467	▲ 413	▲ 709	▲ 377	▲ 147	11,979	443
2025年5月	▲ 11,948	279	14,810	401	▲ 4,055	▲ 1,352	▲ 9,214	▲ 570	22,765	▲ 380
2025年6月	▲ 6,665	1,581	10,072	1,209	▲ 1,663	▲ 843	▲ 6,537	▲ 351	9,266	▲ 334
2025年7月	▲ 14,084	▲ 5,038	10,710	1,055	▲ 4,108	▲ 1,601	▲ 13	▲ 374	15,494	▲ 266
2025年8月	▲ 11,397	▲ 5,330	10,799	▲ 1,315	▲ 2,007	▲ 1,521	▲ 7,779	▲ 98	664	▲ 473
2025年9月	▲ 2,064	▲ 5,202	6,942	177	▲ 2,204	▲ 486	▲ 14,416	▲ 113	▲ 14,145	▲ 137
2025年10月	▲ 3,638	▲ 5,769	6,359	868	▲ 2,319	▲ 1,988	▲ 6,526	▲ 233	34,414	▲ 474
2025年11月	▲ 178	1,277	8,247	1,456	▲ 2,211	▲ 1,662	▲ 5,240	▲ 222	▲ 3,411	▲ 7

(注) 1. 二市場（東京証券取引所と名古屋証券取引所）の合計。

2. プラスは買い越し、マイナスは売り越しを示す。

(出所) 日本取引所グループより野村資本市場研究所作成

#### 4. 投資信託：純流入、公募株式投信の資金流入は回復傾向

2025年第3四半期の「投資信託」は2兆1,679億円の資金純流入となり、22四半期連続の純流入となった。

公募株式投資信託（除くETF〔上場投資信託〕）への資金流入を投資信託協会のデータで見ると、資金増加額（設定額－〔解約額＋償還額〕）は2025年1月に過去最高の2兆1,212億円に達した後、リスク回避や利益確定売りが優勢となり、新規買いが手控えられたことで資金流入が鈍化し、7月の資金増加額は2,454億円にまで減少した（図表8）。その後、8月以降は増加傾向にあり、9～11月はそれぞれ1兆円台にまで回復している。

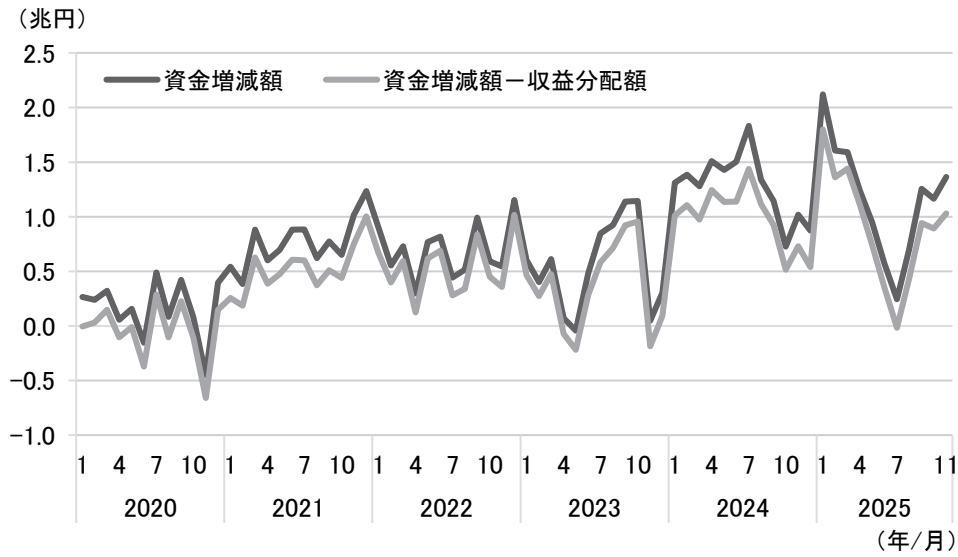
投資信託市場における個人資金の流入先の大部分は、2024年に引き続き、世界または米国の株式指数を対象とするインデックス投信となっている。2025年1～10月の資金純増額ランキングを見ると、首位には「eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー）」、2位に「eMAXIS Slim 米国株式（S&P500）」とインデックス投信が並んでいる（図表9）。

なお、足元では、米国市場のみを投資対象とするファンドの資金流入規模が減少傾向にある。例えば、「eMAXIS Slim 米国株式（S&P500）」の2025年7月の資金流入額は918億円と、1,000億円を下回ったのは2023年12月以来で、新NISA（少額投資非課税制度）が始まった2024年1月以降初めてのことだった。一方で、グローバル株式に投資するアクティブ投信である「インベスコ 世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」は同月に1,499億円が流入し、2025年3～9月までファンド設定来の月間最高流入

額を7か月連続で更新した。米国株の割高感から、欧州株を40%以上組み入れる当ファンドをポートフォリオに組み入れる個人投資家が増加していると考えられる<sup>3</sup>。

ラップ口座については、日本投資顧問業協会によると、2025年9月末時点の契約件数は190万4,848件、契約金額は24兆2,411億円となり、いずれも過去最高となっている（図表10）。2025年4月の株価急落局面を経ても契約件数の増加ペースは維持されており、足元の株価上昇が契約金額の増加に寄与していると考えられる。

図表8 株式投信（除くETF）の資金流入



(注) データは2025年11月までを表示。  
 (出所) 投資信託協会より野村資本市場研究所作成

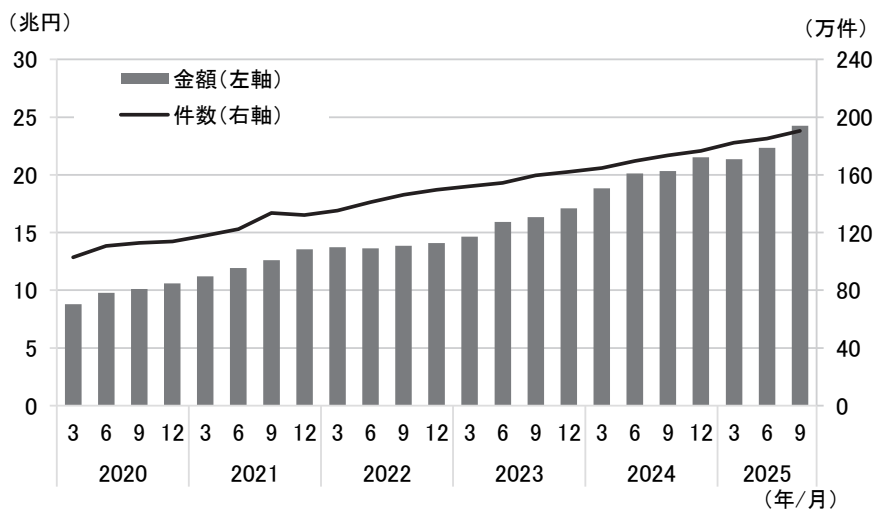
<sup>3</sup> 2025年9月末時点における組み入れ比率は、米国株が47.4%、欧州株が45.6%（インベスコ・アセットマネジメント「世界のベスト 四半期運用報告レポート（2025年7-9月期）」2025年12月1日）。

図表 9 投資信託の資金純増額ランキング

順位	2024年(1~12月)					2025年(1~10月)				
	ファンド名	投信会社	資金純増額	積立	成長	ファンド名	投信会社	資金純増額	積立	成長
1	eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)	三菱UAM	23,549	●	●	eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)	三菱UAM	19,710	●	●
2	eMAXIS Slim 米国株式 (S&P500)	三菱UAM	19,640	●	●	eMAXIS Slim 米国株式 (S&P500)	三菱UAM	16,495	●	●
3	アライアンス・バーンスタイン・ 米国成長株投信 Dコース 毎月決算型(為替ヘッジなし) 予想分配金提示型	アライアンス	11,258	-	-	インベスコ 世界厳選株式オープン <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	インベスコ	11,460	-	-
4	インベスコ 世界厳選株式オープン <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	インベスコ	6,735	-	-	フィデリティ・グロース・ オポチュニティ・ファンド Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・ 為替ヘッジなし)	フィデリティ	4,228	-	-
5	アライアンス・バーンスタイン・ 米国成長株投信 Bコース	アライアンス	3,516	-	●	iFreeNEXT FANG+インデックス	大和	3,681	●	●
6	楽天・プラス・S&P500 インデックス・ファンド	楽天	3,350	●	●	ビクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)	ビクテ	3,641	-	●
7	HSBC インド・インフラ 株式オープン	HSBC	2,875	-	●	アライアンス・バーンスタイン・ 米国成長株投信 Dコース 毎月決算型(為替ヘッジなし) 予想分配金提示型	アライアンス	3,319	-	-
8	SBI・V・S&P500インデックス・ ファンド	SBI	2,750	●	●	楽天・プラス・S&P500 インデックス・ファンド	楽天	2,565	●	●
9	iFreeNEXT FANG+インデックス	大和	2,654	●	●	楽天・プラス・オールカントリー 株式インデックス・ファンド	楽天	1,835	●	●
10	楽天・プラス・オールカントリー 株式インデックス・ファンド	楽天	2,360	●	●	SBI・V・S&P500インデックス・ ファンド	SBI	1,694	●	●

(注) 1. 対象は追加型投信で、該当月に新規設定された投信や償還された投信、上場投信は除外。  
2. 単位は億円。  
(出所) R&I『ファンド情報』各号より野村資本市場研究所作成

図表 10 ラップ契約金額と件数の推移



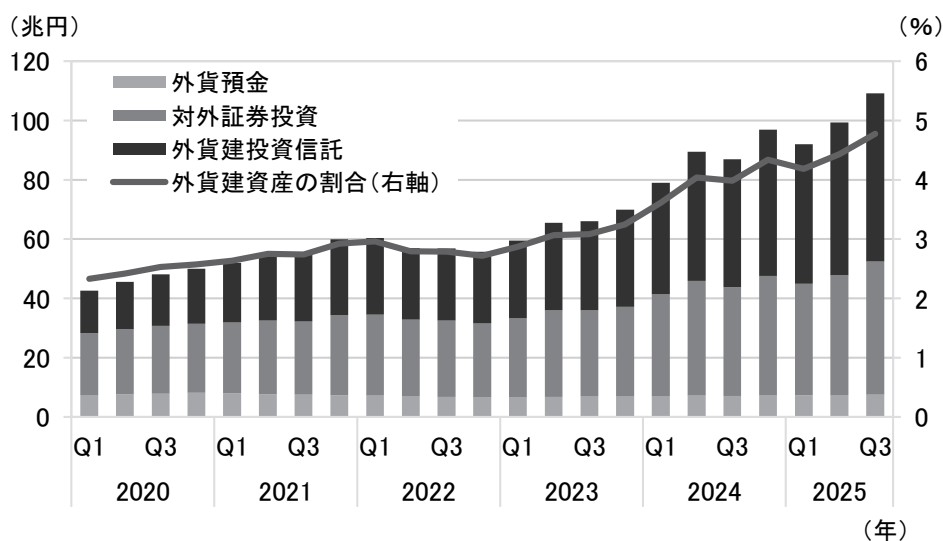
(注) データは 2025 年 9 月までを表示。  
(出所) 日本投資顧問業協会より野村資本市場研究所作成

## 5. 外国資産：外貨建資産は100兆円を突破

2025年第3四半期の外国資産は、「外貨預金」が1,051億円の純流入、「対外証券投資」が4,006億円の純流入となった。

個人が保有する外貨建資産残高は、筆者の試算<sup>4</sup>によると109.2兆円に達し、初めて100兆円の台を突破した。外貨建資産が個人金融資産に占める割合は、2025年9月末時点で過去最高の4.8%となった（図表11）。これは、2025年7～9月に外貨預金及び対外証券投資が純流入となったことに加え、株高と円安の影響により、対外証券投資と外貨建投資信託の残高がそれぞれ増加したことによるものと考えられる。

図表11 個人が保有する外貨建資産と個人金融資産に占める割合



(出所) 日本銀行および投資信託協会より野村資本市場研究所作成

<sup>4</sup> 外貨預金、対外証券投資、外貨建投資信託の合計。外貨建投資信託は、投資信託協会の公表データから公募株式投信のうち外貨建純資産総額が占める割合を算出し、資金循環統計における家計の投資信託残高にこれを乗ずることによって算出している。

### Ⅲ 令和8年度税制改正大綱の概要と注目点

自由民主党と日本維新の会は、2025年12月19日に令和8（2026）年度の与党税制改正大綱（以下、大綱）を公表した。図表12は、今回の大綱における主な改正項目を抜粋しまとめたものである。本章では、このうち、個人金融資産に係る主な見直しとして、①超富裕層に対するミニマムタックス、②NISAの拡充、③暗号資産所得の分離課税化、について、概要と注目点を整理する。

図表12 令和8年度大綱の主な改正項目（抜粋）

改正項目	内容	
物価高への対応 （いわゆる『年収の壁』）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価上昇（CPI総合）に連動して基礎控除等を2年ごとに引き上げる仕組みを創設</li> <li>・幅広い所得階層（給与所得納税者の約8割）に基礎控除の上乗せを実施。全納税者にとって所得税負担が生じる水準を「178万円」とする</li> </ul>	
成長投資拡大 に向けた 環境整備	大胆な設備投資の 促進に向けた税制 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全業種を対象に、大規模・高付加価値の投資を支援するための即時償却及び税額控除7%（建物等は4%）を措置</li> <li>・事業環境の変化等に対応するための計画認定を受けた者は、最大3年間の繰り越しが可能</li> </ul>
	研究開発税制の 拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「戦略技術領域型」（AI・量子等）を創設し、40%の税額控除（別枠）を措置</li> <li>・試験研究費増加のインセンティブ機能を強化</li> <li>・海外への委託研究費を段階的に制限</li> </ul>
	オープンイノベー ション促進税制の 拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M&amp;A型において、3年以内に出資割合が50%超となることを見込む場合等の一定の要件の下、段階的な取得も対象に</li> </ul>
	住宅ローン控除の 拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古住宅について、借入限度額の引き上げ、子育て世代の上乗せ措置、床面積要件の緩和を措置</li> </ul>
租税特別措置 等の 見直し・適正化	賃上げ促進税制の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業は廃止</li> <li>・中堅企業は賃上げ要件を強化しつつ継続、2027年度に廃止</li> <li>・中小企業は現行制度を維持、2027年度改正で見直しを検討</li> </ul>
	教育資金一括贈与 の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、2026年3月末の適用期限を延長しない</li> </ul>
資産形成の 促進と金融を 通じた 経済成長	NISAの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NISAのつみたて投資枠を0～17歳に拡充（年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円）</li> <li>・つみたて投資枠の対象指数について、国内市場を対象とした一定の株式指数を新たに追加</li> <li>・つみたて投資枠の対象商品について、一定の広がりのある地域を対象とした株式指数単体で組成された投資信託、債券が運用資産の50%を超える投資信託を追加</li> </ul>
	暗号資産の分離課 税化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の暗号資産の現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得を、分離課税20%（所得税15%、個人住民税5%）の対象に</li> <li>・3年間の繰越控除制度を創設</li> </ul>
公平かつ円滑 な納税のため の環境整備	極めて高い所得の 負担の見直し（い わゆる『1億円の 壁』）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控除額の引き下げ（3.3億円→1.65億円）、適用税率の引き上げ（22.5%→30%）</li> </ul>
	不動産に係る公平 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の予測可能性を確保しつつ、貸付用不動産の評価方法の見直しを行う</li> </ul>
	ふるさと納税制度 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に応じて上限なく増える特例控除額について、定額上限（給与収入1億円相当）を創設</li> </ul>
自動車関係諸税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境性能割の廃止</li> <li>・エコカー減税の燃費達成基準を引き上げ</li> <li>・燃料課税がないEVに重量に応じて課税（2027年度改正で法制化）</li> </ul>	
防衛力強化に係る財源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛特別所得税（所得税額の1%）を2027年1月から導入</li> <li>・併せて、復興特別所得税率を1%引き下げ</li> </ul>	

（注）主に家計・個人投資家に関するものを抽出。

（出所）自由民主党・日本維新の会「令和8年度税制改正大綱」2025年12月19日より野村資本市場研究所作成

## 1. 超富裕層に対する「ミニマムタックス」

今回の大綱においては、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について見直しが行われ、超富裕層に対する追加課税措置（以下、ミニマムタックス）が強化されることとなった。

ミニマムタックスは、株式等の譲渡所得や配当所得などの金融所得の比重が高い高所得者層において、所得税の実効負担率が低下する傾向がみられることを踏まえて、一定水準を超える所得に対して追加的な課税負担を求めることを目的として創設された制度である。令和5（2023）年度の税制改正により、令和7（2025）年分の所得から適用される。

現行制度においては、合計所得金額から特別控除額3億3,000万円を引いた金額に、税率22.5%を乗じた金額が、通常の所得税額を超えた場合にその差額分を納税することとなっている（図表13）。これに対し、今回の大綱では、特別控除を現行の半額となる1億6,500万円に大幅に引き下げるとともに、税率を22.5%から30.0%に引き上げることとなった。

今回の見直しにより、ミニマムタックスが実際に適用される年間所得水準は、約30億円から約6億円へと大きく引き下がる見通しとなっている<sup>5</sup>。その結果、追加課税の対象となる人数は、足下の約300人から約2,000人へと大幅に拡大する見込みである<sup>6</sup>。

なお、現行のミニマムタックスは、2025年分の所得から適用されるため、未だその課税実態や影響は明らかになっていない中での、今回の見直しとなった。追加課税の対象となる超富裕層にとっては、税制に対する予見可能性という観点から一定の不確実性を伴うものだったとも言えよう。

図表13 ミニマムタックスの現行制度と令和8年度大綱における見直しの比較

	現行制度	令和8年度大綱
適用開始	2025年分の所得税	2028年分の所得税
特別控除	3億3,000万円	1億6,500万円
税率	22.5%	30.0%
対象年間所得	約30億円	約6億円
対象人数	約300人	約2,000人

（出所）各種資料より野村資本市場研究所作成

<sup>5</sup> 「富裕層課税強化の『1億円の壁』是正 最低税率30%に上げ、政府・与党」『日本経済新聞』2025年12月11日。

<sup>6</sup> 人数はいずれも筆者による試算（国税庁「申告所得税標本調査（令和5年分）」2025年2月28日）。

## 2. NISA の拡充

また、NISA について、つみたて投資枠の年齢要件が拡充され、0～17 歳の未成年者が新たに利用可能となった（図表 14）。今回の見直しが実現すれば、口座保有者である子が 0～17 歳の間は、年間投資枠が 60 万円、非課税保有限度額が 600 万円となる。また、子が 12 歳以上に達し、本人の同意を得た場合に限り、親権者等による払出が可能となる。子が 18 歳以上に達した時点で、年間投資枠等は 18 歳以上向けの制度に自動的に移行する。

従来、未成年者向けにはジュニア NISA<sup>7</sup>が設けられていたが、2023 年末で新規投資が終了しており、未成年者がつみたて投資を利用するための制度的な受け皿は限定的であった。このため、NISA 制度本来の趣旨である「長期・積立・分散投資を早期から行うこと」と、制度の利用可能年齢との間にギャップが生じていた。今回の拡充は、次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学や成人後のライフイベントに伴う必要資金の準備を支援することを目的としたものと位置付けられる。

この拡充によって、親から子、祖父母から孫といった世代間の資金移転が促進されれば、家計金融資産全体で見た「貯蓄から投資へ」の流れを加速させる一因となる。また、今回の改正で教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置が 2027 年 3 月末をもって終了となったことも踏まえると、NISA の存在感が相対的に高まり、NISA を通じた世代間資金移転が総じて拡大することも考えられる。

また、つみたて投資枠の対象となる指数や投資信託商品の見直しも行われ、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものが新たに追加された。さらに、一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託や、債券を運用資産の 50%超とする投資信託も対象に加えられた。とりわけ、国内市場を対象とした株式指数が新たに追加されることは、個人の現預金が国内経済への投資に向かい、経済成長を後押しする流れの加速への期待もあるものと思われる。

図表 14 NISA 制度の概要（2027 年以降）

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法による投資 ・一定の要件の下、12歳以降は払出しが可能	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法による投資	

（出所）各種資料より野村資本市場研究所作成

<sup>7</sup> ジュニア NISA の非課税枠は年間 80 万円、払出しは 18 歳まで原則不可であった。

### 3. 暗号資産所得の分離課税化

令和8年度大綱では、暗号資産を巡る課税制度の見直しが盛り込まれた。現行制度において、個人が暗号資産の売却等により得た所得は原則として雑所得に区分され、総合課税の対象となるため、最高税率は55%である。これを申告分離課税の対象とし、株式や投資信託等と同様に一律20%（所得税15%、個人住民税5%）へ引き下げることとなった。また、暗号資産の譲渡等により発生した損失のうち当年分で控除しきれない金額については、翌年以後3年内の各年分の暗号資産に係る譲渡所得等の金額から繰越控除を可能とする、損失繰越制度が適用されることとなった。

これらの措置は、金融商品取引法（金商法）等の改正を前提としており、現時点で適用時期は確定していない。仮に2026年の通常国会で金商法改正案が成立し、2027年半ばに改正金商法が施行される場合には、2028年1月からの適用開始が見込まれている。

今回の見直しは、単に税負担の軽減にとどまらず、暗号資産を投機的な取引対象ではなく、資産形成に資する金融商品として位置付け直す動きの一環と捉えられ、暗号資産市場やデジタルエコノミーの成熟化にも寄与することが期待される。暗号資産を保有する個人投資家にとっては、税制面での不確実性を一定程度低減する効果が期待されるほか、他の金融商品と比較した際の税制上の不利が緩和されることにより、暗号資産をポートフォリオの一部として位置付けるような投資行動が拡大する可能性もある。

以上見てきたように、今回の大綱は超富裕層への課税の実効性を高めつつ、家計の資産形成を後押しするという二つの方向性を併せ持つ内容となっている。超富裕層へのミニマムタックスの強化は税の垂直的公平の確保を図るものと理解できる。一方で、NISAの拡充は、未成年期からの「長期・積立・分散」の実践を可能にし、親や祖父母からの、世代間資金移転の受け皿としてのNISA活用を一段と促す可能性もあろう。また、暗号資産所得の分離課税化は、暗号資産を資産形成の選択肢として位置付け直すことにより、デジタルエコノミーの進展と合わせて、国民の中長期的な資産形成の高度化を促すことが期待される。

今後、政府は与党大綱を踏まえた税制改正大綱を閣議決定の上、2026年の通常国会<sup>8</sup>に税制改正法案を提出し、審議を行うこととなる。例年、税制改正法案は当初予算案と一体で審議され、年度内（3月末まで）の成立が強く意識されるが、現状、参議院については少数与党下であること等を踏まえると、法案審議過程において修正が加えられる可能性も含め、今後の動向には留意が必要である。

<sup>8</sup> 本稿執筆時点（2025年12月25日）では、政府が2026年の通常国会を1月23日に召集する方針で調整中と報じられている（「通常国会、1月23日召集」『朝日新聞』2025年12月24日）。